

障がい児支援事業所安全計画

◎安全点検

(1) 施設・設備・事業所外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	・新年度での利用者のお迎え場所の確認 ・近隣公園(諸岡公園、諸岡東公園、池田公園)のルート、安全確認 ・送迎車の安全点検、整備	・緊急避難先(諸岡東公園、諸岡中央公園)へのルート、安全確認	・夏休み中利用する施設の下見、安全確認 ・プールなど水遊びに使用する備品の点検		・外出時利用施設の下見、安全確認	・事業所内、外観の大掃除(安全点検、整備) ・洪水に備えた設備、用具の確認 ・防災設備、備品の点検
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	・送迎車の安全点検、整備	・送迎車の安全点検、整備 ・降雪に備えた設備、用具の確認	・火気器具の安全点検		・春休み利用施設の下見、安全確認	・次年度利用児の学校・自宅確認 ・事業所内、外観の大掃除(安全点検、整備)

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
BCP 感染症	令和 4 年 6 月 1 日	都度	事業所内
虐待防止、身体拘束の適正化	令和 5 年 4 月 1 日	都度	事業所内
衛生管理マニュアル	令和 4 年 4 月 1 日	都度	事業所内
自然災害発生時における業務継続計画(BCP 自然災害)	令和 4 年 6 月 1 日	都度	事業所内
防犯対策マニュアル	令和 4 年 4 月 1 日	都度	事業所内
苦情・相談対応マニュアル	平成 27 年 12 月 1 日	都度	事業所内
緊急対応時マニュアル	令和 3 年 4 月 1 日	都度	事業所内

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(障がい児支援事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
随時	☐ 熱中症対策 ☐ 水遊びの約束	随時	随時

(避難訓練時) 防災の約束について、災害時に備えての話

(新規利用開始時、新年度) 事業所で過ごすうえでの約束、外出時の約束

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
☐ 新年度配布書類(※)	随時	随時	随時

※新規利用開始時、新年度配布書類にて説明共有を行う

(内容)

- ・安全計画の内容について
- ・各マニュアルの配布、内容の周知
- ・送迎ルート、自宅駐車場駐車場所の確認
- ・緊急時連絡先、連絡方法について

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難 訓練等	☐ 避難確保計画に基づく 避難訓練(洪水)			☐ 避難訓練(火災)		
その他 ※	☐ 送迎車における見落とし防止					
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
避難 訓練等						☐ 避難訓練(火災)
その他 ※	☐ 不審者侵入時の対応訓練	☐ 感染症対策についての研修				

※ 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
4 月 送迎車における見落とし防止	全職員
4 月 避難確保計画に基づく避難訓練(洪水)	全職員、全児童
7 月避難訓練(火災)	全職員、全児童
10 月 不審者侵入時の対応訓練	全職員
3 月 避難訓練(火災)	全職員、全児童

(3) 職員への研修・講習（事業所内実施・外部実施を明記）

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月
☐ 採用時研修(随時) ☐ 全体カンファレンス(危険個所の周知など) ☐ 衛生管理(食中毒、感染症等)	☐ 採用時研修(随時) ☐ 虐待防止、人権擁護、苦情解決 ☐ 防災訓練・緊急対応	☐ 採用時研修(随時) ☐ 全体カンファレンス(危険個所の周知など) ☐ 衛生管理(食中毒、感染症等)	☐ 採用時研修(随時) ☐ 労務研修(服務規律・社会保険法令等随時) ☐ 防災訓練・緊急対応

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

・熱中症予防対策セミナー	令和6年6月7日(金)	場所：福岡合同庁舎本館5階 中会議室A・B	内容：「熱中症の予防」熱中症のメカニズムと予防対策
・人権啓発指導者セミナー	令和6年4月25日(木)～6回開催	場所：クローバープラザ	内容：障がいのある方と共に生きて働く社会へ等
・救命講習	月1回程度開催	場所：消防本部2階講堂	内容：大人・乳児・小児に対する心肺蘇生法

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

・ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること ・事故が発生した場合、原因などを分析し、再発防止策を講じるとともに事故報告書の提出を行う。そのうえで、施設・設備の点検箇所や関連するマニュアルに反映し、事業所全体のミーティングにて職員間の共有を図る。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・消防署の方による AED の講習会に参加 ・送迎車全車両に安全装置の設置
--